

労働法務講座

平成30年度開設ご案内

主催 一般社団法人 新潟県経営者協会

会社経営において、コンプライアンスは大切です。
労働法関連の改正が続く、正しい法律知識を習得することが求められます。
会社内外で発生する諸問題に適切に対応できるよう、
使用者側弁護士の団体である経営法曹会議所属の弁護士を招聘し、
労働法務の知識と留意点を解説いたします。ぜひ、ご活用ください。

懲戒処分の調査と量刑 ～懲戒事由・問題行為毎に必要な準備・量刑ポイントを整理～

日時

平成30年5月25日(金) 13:30～16:30

受講料
(消費税込)

会員価格 10,800円

一般価格 16,200円

問題社員対応や懲戒処分は、人事労務分野では基本中の基本ですが、各社で懲戒事由・問題行為毎に対応方法を整理することは難しいでしょう。

そこで、本セミナーでは、典型的な問題社員や懲戒処分の対応について、チャートや書式を用いながら上記のような近時の対応方法についても言及します。

また、社内で懲戒処分の量刑を決定する場合の考慮要素、紛争リスクを減少させる手法、量刑資料を作成する場合の注意点を、量刑表のサンプルを用いながら説明します。なお、近時の不正調査では、デジタルデータの復元・解析(デジタルフォレンジック)も重要なツールになってきているので、これらの基本的な知識と実務上の注意点にも言及します。

1. 懲戒処分対応の手順・量刑の決定

- ①懲戒処分で最初にチェックすべき10ポイント
- ②必要な資料の収集・確認及び指示方法
- ③量刑で考慮すべき要素、考慮すべきでない事項
- ④社内で量刑資料を作成する際の注意点

2. 問題社員・懲戒処分の対応で注意すべき点

- ①内部通報や退職勧奨拒否の報復といわれないためには?
- ②問題社員への異動命令・退職勧奨時の注意点
- ③デジタルデータの調査方法とタイミング

3. 懲戒処分の検討方法

- ①「量刑資料」の利用方法と注意点
- ②懲戒処分後の業務引継や社内公表の注意点
- ③被害弁償方法や社員間で行う示談の注意点

4. 問題社員・懲戒処分の典型例

- ①経歴詐称・勤怠不良
- ②横領や不正な手当受給、取引先からのマージン受領
- ③上司・同僚に対する暴言・暴行
- ④メンタルヘルス不調が疑われる場合の注意点
- ⑤個人のホームページで会社・上司を批判している社員
- ⑥ハラスメントで注意すべき事実調査
- ⑦懲戒処分の調査や処分後の会社対応が問題とされるケース

講師

中山・男澤法律事務所
弁護士

高仲 幸雄氏



プロフィール

平成12年早稲田大学卒業。平成15年弁護士登録。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」のメンバーであり、人事・労務問題に精通している。著書は「改訂版 有期労働契約締結・更新・雇止めの実務と就業規則」、「実務家のための労働判例読みこなし術」ほか多数。国士館大学の非常勤講師も務める。

最近の過労死(過労自殺)をめぐる判例と企業の取り組むべき対策

日時

平成30年9月4日(火) 13:30～16:30

受講料
(消費税込)

会員価格 10,800円

一般価格 16,200円

過労死等の予防は企業の責務であり、万一、過労死等が発生してしまうと企業や経営者及び管理職にまで厳しい責任追及がなされます。企業の社会的責任として、ワークライフバランスを実現し、従業員の健康を維持することは重要です。企業価値の維持向上のためにも過労死等防止の具体的な取り組みを実施してください。

1. 過労死等をめぐる最近の立法・行政の動き

- ①過労死等防止対策推進法施行
- ②かとか(過重労働撲滅特別対策班)設置
- ③過労死等ゼロ緊急対策
- ④働き方改革実行計画
- ⑤労働基準法等改正案

2. 最近の過労死等事案の状況

- ①電通事案
- ②その他の最近の事案
- ③統計に見る過労死等の状況

3. 過労死等の労災認定基準

- ①過労死認定基準
- ②過重労働による精神障害認定基準

4. 過労死等に関する判例

- ①労災認定に関する行政訴訟
- ②安全配慮義務に関する損害賠償請求訴訟
- ③その他の訴訟判決

5. 過労死等の防止対策

- ①長時間労働防止
- ②ハラスメント防止

講師

第一芙蓉法律事務所
弁護士

木下 潮音氏



プロフィール

昭和57年早稲田大学法学部卒。昭和60年第一東京弁護士会弁護士登録、昭和61年第一芙蓉法律事務所設立に参加。平成16年第一東京弁護士会副会長に就任。平成22年東京大学法科大学院客員教授に就任。現在、東京工業大学副学長、経営法曹会議常任幹事、日本労働法学会理事などをつとめる。

ロー・パフォーマー対応の最新法律実務 ～アスペルガー症候群などの新しい問題言動への対応～

日時

平成30年11月22日(木) 13:30～16:30

受講料
(消費税込)

会員価格 10,800円

一般価格 16,200円

「能力不足」、「実績不良」、「協調性欠如」、「ハラスメント」などの問題言動が見られる社員の実像は変化しています。従来の教育・指導・注意を繰り返すことを中心とした対応は、やや迂遠なものとなっています。さらには、アスペルガー症候群などの精神的不調に原因がうかがえる事案も増加しており、より実践的な対応が必要となっています。本セミナーでは、最新の裁判例を紹介しつつ、事態をこじれさせることなく早期の解決につなげる対応を解説します。

1. 対応の基本

- ①到達点の設定
- ②注意書・指導書の書き方
- ③実務的なアプローチ
- ④役割分担
- ⑤裁判例の変化とポイント

2. 「能力不足」「実績不良」社員への対応 — 成果を出せない社員

- ①実績があがらないことは法的にどう評価されるか
- ②解雇理由の設定
- ③労働者の弁明に対抗するには
- ④最近の裁判例

3. 「協調性欠如」「ハラスメント」社員への対応 — 組織に不適合・不適応な社員

- ①人間関係の対立と労務提供
- ②上司・人事部のポジショニング
- ③文書の残し方
- ④最近の裁判例

4. アスペルガー症候群などの 精神的不調がうかがえる社員への対応

- ①問題言動の指摘
- ②休職の必要性
- ③最近の裁判例

5. その他

講師

丸尾法律事務所
弁護士

丸尾 拓養氏

プロフィール



東京大学法学部卒、1999年弁護士登録。07年丸尾法律事務所を開設。労働事件（使用者側）を専門とする。第一東京弁護士会所属。経営法曹会議所属。著書に「人事担当者が使う図解労働判例選集」「解雇・雇止め・懲戒（補訂版）」などがある。

判例研究会

日時

平成30年10月、平成31年3月 14:00～16:30

受講料
(消費税込)

会員価格 10,800円

一般価格 16,200円

企業が直面する労働法上の諸課題を取り上げ、企業実務における対応策を提示する会合「経団連労働法フォーラム」で検討された内容など、時宜を得たテーマで開催。

—過去のテーマ—

- 平成29年度 「過重労働防止に向けた実務上の留意点」
「労働契約の終了をめぐる法律上の留意点」
- 平成28年度 「企業価値を高めるための企業組織の変動(M&A)にかかる人事労務上の留意点」
「中途採用をめぐる法律上の留意点と実務対応」
- 平成27年度 「『多様な働き方』における解雇をめぐる諸問題と均衡処遇上の留意点」
「就業規則の不利益変更」

講師

あさひ新潟法律事務所
弁護士

斉木 悦男氏

プロフィール



新潟大学法学部卒。1979年、弁護士登録。新潟県弁護士会所属。経営法曹会議所属。使用者側弁護士の団体「経営法曹会議」の会員であり、新潟県経営者協会主催の労働法務講座の講師を平成12年から担当している。

受講について(ご案内)

- お申込みは、個別開催案内の申込書にてお願いいたします。弊社ホームページからもお申込みいただけます。
- 都合により講座名、講師、日程、内容、受講料等を変更することがあります。また、天候等のやむを得ない事情で、講座の延期、中止する場合があります。予めご了承ください。

お問合せ

一般社団法人 新潟県経営者協会

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目47-3

TEL:025-267-2311 FAX:025-267-2310

ホームページ: <http://www.niigata-keikyo.jp/> E-mail: kensyu@niigata-keikyo.jp